

どまんなかフェスタ佐野2025出展要項

1. 出展対象者

どまんなかフェスタ佐野実行委員会を構成する各種団体の他、当実行委員会が認めたものとする。

2. 出展品

出展品は、原則として「1. 出展対象者」で定めた対象者の製品及び関連製品とし、それ以外の内容（各種食品販売等）を行う場合は、必ず各団体・企業の活動PRを行うこと。

3. 展示方法

展示スペースは、原則として出展テント内とし、展示場所の配置については事務局一任とする。また、出展者名表示については、出展者が用意する。

4. 各種販売について

各種販売は出展テント内にて行い、食品を取扱う場合は、栃木県が提示する「行事に伴う食品関係の臨時出店に係る指導要領」「臨時出店における注意事項」等を精読の上「取扱食品概要書」を事務局へ提出する。保健所への臨時出店届の提出については、事務局が「取扱食品概要書」を添付の上一括して行う。

5. 展示設備について

基本設備は、〔テント・長机・イス・パネル・発電機〕とし、出展申込書の備品欄に使用数を記入する。ただし、発電機の手配に伴う出展料は「7. 出展料」により別に定める。

基本設備にない特別装飾や備品等を使用する場合は、事前に事務局へ連絡する。その経費及び準備等については出展者負担とする。

6. 火災予防対策について

火気及び発電機を使用する出展者は、消火器（10型 薬剤質量3kg以上）1本を必ず設置すること。（出展者負担）

7. 出展料

（1）出展料

・1団体 12,000円（テント1張含む）

・発電機1台 6,000円

※テント1張追加ごとに12,000円を徴収する。

※上記備品について特別な要望がある場合は、これに伴う追加料金を徴収する。

※出展料は、申込後に事務局より送付される請求書にて支払う。

(2) 出展料の免除

公益または福祉活動を行う団体については、出展内容等により下表のとおり出展料を免除することができる。ただし、免除できる出展料はテント1張分とし、2張以上使用する際は料金（1張12,000円）を徴収する。

出展内容	公益または福祉活動の有無	出展料の免除	免除における手続き
販売無・非営利		全額（テント1張分）免除	出展申込書にて内容確認
販売・営利	有	全額（テント1張分）免除	出展申込書に理由を記載
	無	免除なし	

※販売・営利：来場者から金銭を徴収するものすべて

(3) 中止による返金及びキャンセル料について

荒天等による中止の場合、出展料及び備品使用料の返金はしない。ただし、主催者の都合による中止の場合、出展料及び備品使用料は全額返金する。

開催10日前以降のキャンセルは、出展料を支払うものとする。すでに支払っている場合、返金はしないものとする。

8. 搬入・搬出について

搬入は原則として、まつり当日の午前7時30分から午前9時00分までとし、搬出は午後3時15分からとする。来場者等の安全管理のため、時間は厳守すること。

9. 注意事項

- ・出展者の行為により発生した事故または損傷については、出展者各自で対応するものとし、主催者では一切責任を負わない。また、ブースの展示物、装飾物の転倒や落下等による事故については、出展者の責任となるため、安全管理に務めること。
- ・主催者は、出展者が行う作業や行為について、必要と認めた場合には、事故の発生防止のための措置を命じ、その作業や行為の制限もしくは中止を求めることがある。
- ・荒天によりイベントを中止する場合がある。
- ・出展に伴い発生したゴミは、出展者にてすべて持ち帰ること。会場に設置するゴミ箱は、来場者用のため、使用しないこと。
- ・アルコール類（持ち帰り用で瓶や缶の栓を抜かずに販売をする場合）は、「期限付酒類小売業免許」の届出を各出展者で行うこと。
- ・出展終了後は、ブース周辺の清掃を行うこと。
- ・飲食スペース（テーブル・イス）は主催者にて設置する。
- ・キッチンカー及び自前テントでの出展は原則認めない。

1 0. 申込方法

別紙「出展申込書」に必要事項を記入の上、FAX・郵送・メールまたは持参にて事務局へ申し込むこと。食品を取扱う場合は「取扱食品概要書」を添付すること。

1 1. 申込先

どまんなかフェスタ佐野実行委員会事務局（佐野市観光推進課内）

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-27-3011 FAX 0283-20-3029 MAIL kankouj@city.sano.lg.jp